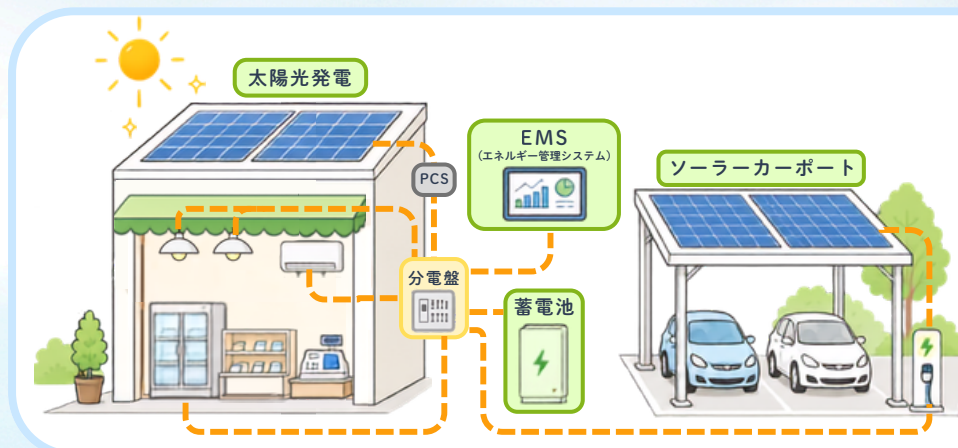


太陽光パネル・蓄電池 の導入を支援します!

令和8年度
中心市街地の
事業者向け

事業期間 令和 **9** 年 **2** 月 **15** 日まで (事業の実績報告提出期限)
※予算額に達し次第、受付を終了します。



山口市が令和4年に国から認定された「脱炭素先行地域」の取組の一環として、中心市街地エリアの店舗や事業所等を対象に太陽光発電設備や蓄電池、エネルギー管理システム(EMS)を導入する事業者の方を支援します!

対象地域 **中心市街地** (エリアの詳細はWebサイトからご確認ください)

対象者

次のいずれかに該当するもの

- ・ 補助事業を実施する店舗等の所有者 (建物所有者)
- ・ 建物所有者から補助事業の実施について承諾を得ている者 (店子)

対象設備

①太陽光発電設備 ※FIT・FIPの認定は受けられません

②蓄電池

③エネルギー管理システム (EMS) ※単独でも複数でも申請可

補助金額

補助対象経費の **3分の2** 以内の金額

※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます

申請方法

以下の提出先まで「持参」又は「郵送」

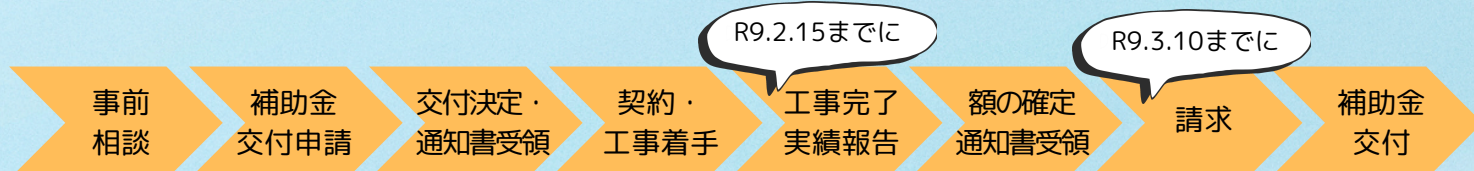
**提出先・
お問合わせ**

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所3階 環境部 環境政策課
電話: 083-934-2688
Mail: kankyo@city.yamaguchi.lg.jp



※必ず左記のWeb
サイトから制度詳細
をご確認ください

申請の流れ



対象設備ごとの代表的な補助要件

太陽光発電設備 (ソーラーポット含む)



- ・発電量の50%以上を自家消費又は先行地域内で消費すること
- ・FIT・FIPの認定を受けないこと
- ・PPAやリース契約による導入も対象
- ・ペロブスカイト太陽電池は対象外

蓄電池



- ・再エネ発電による電気を蓄電すること
- ・非常用予備電源ではないこと
- ・20kWh未満の場合、メーカー保証は10年以上であること

エネルギーマネジメントシステム (EMS)



いずれかを満たすこと

- ①省エネ効果が得られ、エネルギーのデータを収集・分析・評価できる機器であること
- ②需給調整制御に必要不可欠な機器であること、また需給調整制御に必要不可欠なプログラム等も対象

代理受領制度

代理受領とは、工事等を実施した請負者（設備設置事業者）が、申請者の委任を受けて補助金を受領する仕組みです。申請者は設備設置事業者に対して自己負担分の金額のみを支払うことができます。なお、制度利用の有無により、自己負担分の金額が変わることはありません。

申請者



工事完了後、工事代金から補助金分を差し引いた金額(自己負担分)を設備設置事業者へ支払います。

設備設置事業者



工事を実施し、自己負担分を受け取ります。
工事完了後、補助金を受け取ります。

山口市



工事完了後、補助金額を設備設置事業者へ直接支払います。

※本制度を利用する場合は、補助金交付申請時に**代理受領事前届出書**の提出が必要となります。

電力消費に伴うCO2排出量実質ゼロ (再エネ電力の活用等) について

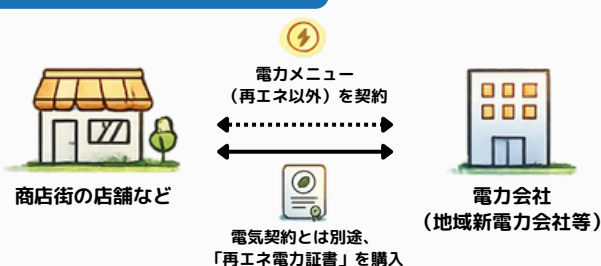
本補助事業は、中心市街地の脱炭素化を目指す脱炭素先行地域の取組の一環として実施するものです。このため、補助事業を実施する店舗等については、交付要綱第4条第3項の規定に基づき、以下のいずれかの方法により、電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロにする必要があります。また、実質ゼロの達成後、市へ報告してください。

①再エネ電力メニューからの調達



電力会社が用意する再エネ電力メニューを契約することで、再エネ電力を利用する方法

②再エネ電力証書の購入



従前の電気に係る契約はそのまま、別途、電力会社から再エネ電力が生み出す環境価値を「証書」で購入する方法

留意事項

- ※交付申請前に山口市環境政策課へ申請内容の確認を行ってください。
- ※交付決定を受ける前に着手（発注、契約、工事等）をされたものは、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。
- ※設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、設備の使用状況や設備導入による成果等に関して、市又は環境省が行う調査等にご協力いただく必要があります。